

国立公文書館が対象とする歴史資料の範囲

【国の文書】

行政機関・独法等の保有する
歴史資料

= 公文書管理法
の対象

国の研究所、博物館、
美術館、図書館等の
保有する文書は、行政
文書から除外

立法府・司法府の
保有する歴史資料
= 対象となり得る
(協議により移管)

立法府: 移管例なし
司法府: 移管例あり

民事判決原本、重要
な司法行政文書など

私人の保有する
歴史資料
= 原則対象外
(寄贈・寄託)

[例]

- ・元政治家、元役人が
所有する文書
- ・民家にある古文書
- ・企業アーカイブ機関、
私立図書館、博物館、
美術館の資料

など

元総理、元役人の
文書など

地方自治体の
保有する歴史資料
= 原則対象外
(寄贈・寄託)

[例]

- ・地方自治体
 - ・地方公文書館
 - ・地方研究所、博物館、
美術館、図書館の資料
- など

(受入れ例なし)

行政府内における歴史公文書等の保存・利用機関

○公文書管理法 第2条第3項

この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の設置する公文書館
- 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの(※)

(※)・宮内公文書館、外交史料館

・東北大学学術資源公開センター史料館公文書室、名古屋大学大学文書資料室、京都大学大学文書館、大阪大学アーカイブス、神戸大学附属図書館大学文書史料室、広島大学文書館、九州大学大学文書館、日本銀行金融研究所アーカイブ

<国立公文書館>



昭和46年開館

所在地:千代田区北の丸

主な所蔵文書:

- ・国の機関及び独立行政法人等から受け入れた行政文書等
(外務省、宮内庁除く)
- ・江戸幕府から引き継いだ 古典籍・古文書(旧内閣文庫)

<宮内公文書館>



明治17年に前身となる図書寮設置

所在地:千代田区千代田(宮内庁内)

主な所蔵文書:

宮内省・宮内府・宮内庁が作成・取得した皇室の御活動に関する記録

<外交史料館>



昭和46年開館

所在地:港区麻布台(飯倉)

主な所蔵文書:

戦前期外務省記録、公開された戦後期外交記録、条約書、国書等(幕末以降戦前期)

<組織の沿革>

<内閣・国立公文書館>

内閣記録局
(明治18)

内閣書記官室記録課
(明治26)

内閣官房記録課
(大正13)

総理府国立公文書館
(昭和46)

独立行政法人国立公文書館
(平成11)

<宮内庁>

宮内省図書寮
(明治17)

宮内府図書寮
(昭和22)

宮内庁書陵部
(昭和24)

宮内庁書陵部図書課
(昭和31)

宮内庁書陵部図書課
宮内公文書館(平成22)

<外務省>

外務省記録局
(明治7)

外務省総務局記録課
(明治23)

外務省大臣官房記録課
(明治24)

外務省外交史料館
(昭和46)

外務省大臣官房総務課
外交史料館(平成5)

(※)平成23年4月 公文書管理法施行

宮内公文書館・外交史料館の業務の特色

<宮内公文書館>

- 天皇皇后両陛下の外国御訪問や大きな行事の場合等の先例調査、三の丸尚蔵館の収蔵品に係る調査への迅速かつ効果的な活用
- 『昭和天皇実録』や皇室制度史料の編修事業との連携

<外交史料館>

- 外交交渉の経緯や先例が記録された文書の迅速かつ効果的な活用
- 『日本外交文書』の編纂事業との連携

- ⇒ ・それぞれの文書に精通し、専門的知識を有するスタッフの確保・育成
・編纂事業に利用するための歴史公文書等の保存と一括管理

国立公文書館との連携

<展示>

平成25年春の特別展「近代国家日本の登場—公文書にみる明治—」を3館共同で国立公文書館で開催。それぞれの館が所蔵する国の政治、皇室、外交の記録が一堂に集まるのは、初めてのケース。



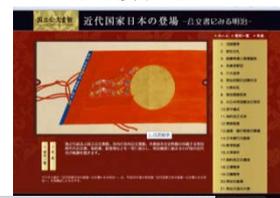
大阪造幣寮開業式(明治4年)(国立公文書館)

明治天皇御紀附図稿本(宮内公文書館)



鹿鳴館晩餐会メニュー(明治17年)(外交史料館)

デジタル展示トップページ

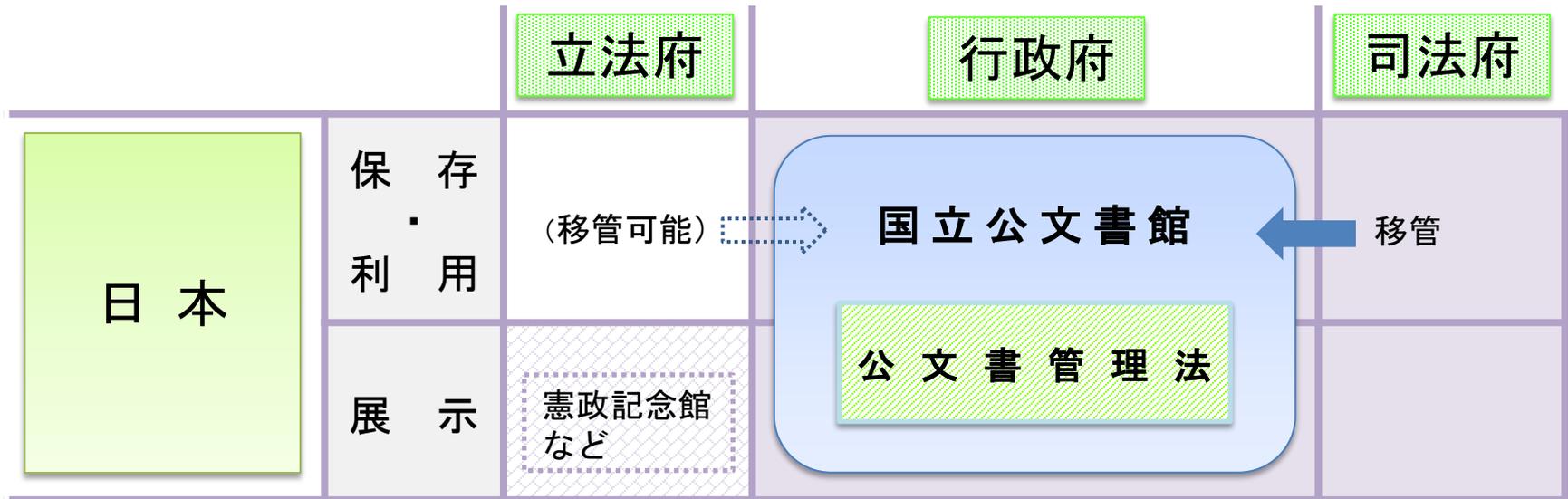


<利用>

外交史料館の戦前期外務省記録の多くが、アジア歴史資料データベースで検索・閲覧可能。平成25年春の特別展示はデジタルコンテンツとして再構成し、国立公文書館ホームページで公開。

アジア歴史資料データベース

公文書館と三権の関係



※公文書管理法によって、立法府・司法府から国立公文書館への文書の受入れが可能。



司法院・立法府から国立公文書館への移管の状況

○公文書管理法 第14条

国の機関(行政機関を除く。以下この条において同じ。)は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

(3・4略)

● 司法院

内閣総理大臣と最高裁判所長官の申合せに基づき、平成21年度から、保存期間が満了した歴史公文書等の国立公文書館への移管を進めている。

<移管文書>

- 歴史資料として重要な判決書等の裁判文書(現状、昭和37年事件完結分までのものを移管)
 - ・ 民事事件(民事訴訟事件、人事訴訟事件及び行政訴訟事件)の判決書の原本及びその附属書類
 - ・ 民事事件の事件書類及び事件記録(史料又は参考資料となるべきものとして保存されたものに限る。)
- 歴史資料として重要な司法行政文書

● 立法府

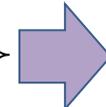
内閣総理大臣と立法府(衆議院・参議院議長)の間の申合せがなく、移管されていない。

総理大臣の個人文書等の主な所在事例

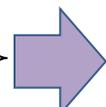
総理名	国立国会図書館	国立公文書館	その他の所蔵先 (個人を除く)	主な内容
伊藤 博文	○		<ul style="list-style-type: none"> ・光市立伊藤公資料館 ・宮内公文書館 	<p><国立国会図書館(憲政資料室)> 書簡(伊藤博文宛書簡114通(山県有朋、岩倉具視、三条実美など))、書類(大隈重信の上奏文(写)、明治六年大久保参議起草政体ニ関スル意見書、伊藤博文自筆の覚書、岩倉使節団随行中プロシア滞在日記)</p> <p><光市伊藤公資料館> 夫人への手紙</p> <p><宮内公文書館> 記録類(『秘書類纂』原本)</p>
大隈 重信			<ul style="list-style-type: none"> ・早稲田大学大学史資料センター ・佐賀市大隈記念館 	<p><早稲田大学大学史資料センター> 官庁関係文書、和文書簡、外交交渉等に関する書簡・覚書など</p> <p><佐賀市大隈記念館> 演説のレコード</p>
西園寺公望		○	<ul style="list-style-type: none"> ・立命館大学図書館 	<p><国立公文書館> 自筆演説草稿</p> <p><立命館大学図書館> 書簡</p>
吉田 茂			<ul style="list-style-type: none"> ・外務省外交史料館別館 	<p><外務省外交史料館別館> 書簡、演説草稿など</p>
佐藤 榮作		○	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県田布施町郷土館岸信介・佐藤榮作兄弟宰相遺品展示室 	<p><国立公文書館> 総理大臣任命辞令、大勲位菊花章頸飾、ノーベル平和賞、衆議院当選証書、日記、アルバム</p> <p><岸信介・佐藤榮作兄弟宰相遺品展示室> 書簡</p>
大平 正芳			<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人大平正芳記念館(香川県観音寺市) 	<p>日記、書簡、伝記関係資料、書類(本四架橋、外務大臣期報道関係記録)、録音テープ(インタビュー)など</p>

歴史公文書等の所在情報等の一体的把握の取組

主な取組	概要
<p>国立公文書館 アジア歴史資料 データベース</p>	<p>アジア近隣諸国との相互理解を促進することを目的として、インターネットを通じ、国立公文書館、外交史料館、防衛研究所が所蔵しているアジア歴史資料のデジタルデータの提供を受け、データベース化することにより広く国内外に情報提供を行うテーマ・アーカイブ(平成25年度末現在の公開画像数:約2,810万画像)。 ※「アジア歴史資料」:近現代におけるわが国とアジア近隣諸国等との関係に係る重要な公文書及びその他の記録</p>
<p>歴史公文書等 所在情報 ネットワークの構築</p>	<p>・国の歴史資料等の保存利用機関が保有する歴史公文書等の情報ネットワークづくりを推進するため、検討連絡会議を設置。 【構成機関】国立公文書館、宮内公文書館、外交史料館、防衛研究所、国立国会図書館憲政資料室、衆議院憲政記念館、最高裁判所事務総局、日本銀行金融研究所アーカイブ ・上記会議において、実務的な情報交換のほか、相互連携の方策について検討協議を実施しつつ、類縁機関等と国立公文書館ホームページのリンクを充実。</p>
<p>全国公文書館等の デジタルアーカイブ 化の推進</p>	<p>目録の横断的検索等の連携を推進するため、標準仕様書等を作成し、関係機関に提供。デジタルアーカイブによる横断的検索を実現。 【参加機関】埼玉県立文書館、東京都公文書館、福井県文書館、奈良県立図書館情報館、大阪府公文書館、岡山県立記録資料館、福岡共同文書館、神戸大学附属図書館大学文書史料室、国立国会図書館、国立情報学研究所(CiNii)</p>



データベースの
更なる充実等



他の歴史公文書
等保存機関等にも
順次拡大(予定)

※宮内公文書館、外交史料館とは平成25年度に共同展示も開催。今後、展示を含めた多様な連携の在り方について検討。

<参考> 諸外国における私文書等の収集状況

	収集する資料の範囲	具体例	購入	購入費	寄贈・寄託を促す措置
アメリカ	合衆国法典 § 2111によって国立公文書館長が公益に適うと判断した私文書を収集	既に国立公文書館が所蔵している連邦機関の記録と密接に関連している私文書	購入は行っていない	—	国立公文書館のホームページで寄贈・寄託を促している
フランス	法令上の基準なし 公売にかかった私文書を収集	ロベスピエールの自筆草稿	歴史的価値があると認定された私文書が売却される際には公文書館に先買権	約8,800万円 (2012年)	2013年に第一次世界大戦関連の私文書を大規模収集を行った
ドイツ	「文書収集プロファイル」に従い私文書を収集	元大統領の遺稿	公文書を補完するものについて購入	約1,000万円 (2013年)	寄贈・寄託者とその都度利用条件について契約を結ぶことで寄贈・寄託者に安心感を与えている